

市・県民税の申告期限を 4月15日まで延長します

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、所得税の確定申告の期限が、令和3(2021)年4月15日(木)まで延長されました。
これに伴い、市・県民税の申告期限も、次のとおり延長します。



● 申告期限

変更前

3月15日(月)

変更後

4月15日(木)

● 申告相談会について

延長期間も引き続き申告相談を承ります。※ 会場が変更となりますのでご注意ください。

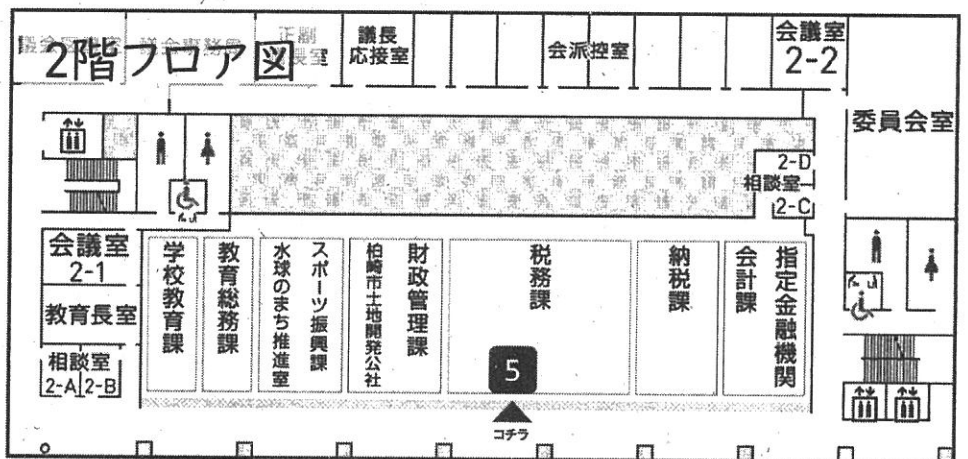
日時

3月16日(火)から
4月15日(木)まで
(土・日・祝日を除く)

受付:午前9時～午後4時

会場

柏崎市役所 2階
税務課 5番窓口



延長期間の3月16日(火)以降に提出された市・県民税の申告書や所得税の確定申告書については、市・県民税や各種の保険税(料)などの算定に間に合わない場合があります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

<お問い合わせ先>

柏崎市役所 税務課市民税係

☎ 0257-23-5111(代)